

平成 29 年度 焼津市市民公益活動事業費補助金 申請団体 募集要項

この補助金は、地域の活性化や地域の課題解決を目指して、自主的かつ自立的な市民活動を行う市民活動団体に交付し、その活動を支援するものです。

☆募集期間☆

平成 29 年 4 月 17 日（月）～5 月 19 日（金）

☆公開プレゼンテーション・審査会☆

平成 29 年 6 月 4 日（日）午後 1 時～

会場 焼津市役所本館 6 階 603 号室

この補助金についてのご質問やご相談につきましては、右記の担当までお気軽にお問い合わせください。

なお、当課にお越しになる場合は、事前にご連絡をくださるようお願いいたします。

【問合せ先】

焼津市 市民協働課

市民協働・男女共同参画担当

電 話：054-626-1178

F A X：054-626-2194

Eメール：kyodo@city.yaizu.lg.jp

昨年度からの主な変更点

(1)補助対象経費の費目が変更となります。

- 「人件費」が削除されました。今年度より、原則として団体の構成員に支払う謝礼及び人件費は、補助の対象外となります。
- 「旅費」の上限は、原則として実費までとします。「お車代」などの名目で謝礼込みの旅費の支出がある場合は、「報償費」で計上してください。
- 「需用費」が「消耗品費」「食糧費」「印刷製本費」の3つに分かれました。
- 「役務費」が「通信運搬費及び手数料」に変更になりました。
- 補助対象経費に占める「備品購入費」の割合の上限が、「2分の1」から「3分の1」となりました。また今年度より、備品購入費を計上する際は、見積書等の算出根拠となる書類が新たに必要となります。

(2)審査項目が変更されます。詳細は、当募集要項5ページ及び6ページをご覧ください。

1 市民公益活動事業

この要綱における「市民公益活動事業」とは、以下の全ての要件を満たす事業とします。

(1)地域の活性化や地域の課題解決を目指し、自主的かつ自立的に行う非営利の事業

(2)不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業

(3)次のいずれかに該当する事業

ア 第5次焼津市総合計画の後期基本計画に掲げる施策の推進に資する事業で、市民活動団体が単独又は行政等と協働して行うもの

イ 他団体又は他地域においてモデルとなる先進的な事業

2 補助対象団体

補助金の対象となる団体は、以下の要件の全てを満たす団体、もしくは市長が特に認めた団体（以下「補助対象団体」という。）です。 ※補助金交付要綱第3条参照

(1)市内で活動する団体であること。

(2)構成員が5人以上の団体であること。

(3)組織の運営に関する規約等があること。

(4)特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対する活動を行う団体でないこと。

(5)暴力団および暴力団員と何らかの関係を有している団体でないこと。

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、以下の要件のいずれにも該当しない、補助対象団体が行う市民公益活動事業とします。

(1)同一年度において、国又は地方公共団体等による補助、助成その他の財政支援を受けているもの。

- (2)事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するもの。
- (3)専ら営利を目的とし、公益性を欠くもの。
- (4)施設等の建設又は整備を目的とするもの。

4 補助の対象となる経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、下表に定めるとおりです。

費目	補助の対象となる経費の例
報償費	外部講師及び専門的技術を要する協力者等への謝礼
旅費	外部講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費(原則、実費までの支払いとする。) 事業実施に直接必要な交通費
消耗品費	会議資料やパンフレット等の用紙代、プリンタインク代、事務用品等の購入費 塗料や木材など、事業実施のために必要と認められる材料費
食糧費	外部講師の食事代及び飲物代(社会通念上適当と認められる内容とする。) 作業等従事者の飲物代(水分補給が必要と認められる場合など。)
印刷製本費	コピー機の利用料、業者に発注する印刷代
通信運搬費及び手数料	切手代、郵便代、物品宅配料 広告手数料、清掃手数料等各種手数料
保険料	事業実施に係る保険料
委託料	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費
使用料及び賃借料	会場の使用料、機器類の賃借(レンタル)料、車両の借上料
備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められる備品で、管理責任者を明白にしたものの購入費(見積書等、備品購入費の算出根拠となるものを添付すること。)

※補助対象経費はすべて、領収書(宛名及び内訳が記入されたもの)またはその写しにより、事業の実施団体が支払ったことを確認できるものでなければ認められません。

次に該当する経費は、補助の対象となりません。

- (1)団体の存立のための経常的な活動に要する経費
- (2)事務所等を維持するための経費
- (3)構成員による会合(懇親会や反省会等)の飲食費
- (4)不動産及びその従物の取得に要する経費

5 補助金の額と補助率の上限

補助金の額は、以下のとおりとします。

- (1) 補助金の上限額 25万円
(2) 補助率 補助対象経費の2/3以内

※(2)に基づいて算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※補助対象経費から当該補助金以外の収入を差し引いた額と、(1)(2)から算出された額とを比較し、いずれか低い金額を補助金の上限額とします。

6 補助の対象となる事業期間

補助の対象となる事業期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間とします。

7 応募方法

次の提出書類に必要事項を記入の上、募集期間内に担当まで提出（郵送可）してください。

(1) 提出書類

- ① 焼津市市民公益活動事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 団体概要書（第3号様式）
- ④ 収支予算書（第4号様式）
- ⑤ 団体の規約、会則又は定款
- ⑥ 構成員名簿

※様式は、焼津市ホームページからダウンロードできます。

HP アドレス <http://www.city.yaizu.lg.jp/kyosei/machidukurihojokin.html>

(2) 募集期間 平成29年4月17日（月）～5月19日（金）（必着）

(3) 提出先・受付時間

① 郵送の場合

〔宛先〕〒425-8502 焼津市本町2-16-32

焼津市 市民協働課 市民協働・男女共同参画担当

② 持参する場合

〔窓口〕 焼津市役所本館3階 市民協働課 市民協働・男女共同参画担当

〔受付時間〕 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※土、日、祝日は受付できません。

※書類提出時に、ご質問やご相談がある場合は、事前にご連絡をくださるようお願いいたします。

(4) その他

FAX、Eメールでの提出はできません。また、提出書類の返却はできません。

8 審査方法

申請期間の終了後、以下のとおり審査を行い、補助金の交付を決定します。

(1)書類審査

提出された申請書類により、応募資格を満たしているか事務局が書類上で審査します。

(2)公開プレゼンテーション審査（審査委員会による審査）

学識経験者・NPO活動実践者・行政職員等で構成された焼津市市民公益活動事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査により、交付団体を決定します。

審査委員会による審査は、下記のとおり応募団体によるプレゼンテーション方式により、一般に公開して行います。

ただし、応募団体数によっては、公開プレゼンテーションの内容を変更する場合があります。詳細は、応募の締め切り後に、書類審査の結果とあわせて各応募団体にお知らせします。

☆公開プレゼンテーション審査会の概要☆

開催日：平成 29 年 6 月 4 日（日）午後 1 時から

場 所：焼津市役所本館 6 階 603 号室

発表者：1 団体 3 名まで

時 間：1 団体につき発表と質疑応答を合わせて 10 分程度（予定）

ツール：パソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードは当課にてご用意します。発表時に使用できます。

発表順：当日、抽選により決定します。

費 用：プレゼンテーションに要する経費は、申請団体の負担とします。

(3)審査・選考の視点

選考の視点	説明
公益性	事業の実施が不特定多数の市民の利益へとつながるものであるか。
地域性	地域の課題やニーズを的確に捉え、その解決・実現に向けた事業として適切か。
自立性・継続性	自己努力による資金確保がなされているか。また、補助金終了後も継続的な展望が見込めるか。
独自性・先駆性	市民活動団体ならではの柔軟な発想や、各団体の特色を生かした計画であるか。 これまでに無い（少ない）新たな取り組みを含む計画であるか。
発展性	補助金を交付することで、団体や事業の発展が図られるか。
審査員特別加点	上記の審査項目以外で、特に優れている内容があるか。

(4)特別加点制度

市民活動団体の積極的な育成を図る観点から、審査委員会による評価に加え、以下のとおり加点・減点を行います。

新規団体加点	<ul style="list-style-type: none">・過去5年間の間に当補助金の交付を受けていない団体に対し、加点・過去3年間の間に当補助金の交付を受けたことのある団体に対し、交付回数に応じた減点
--------	---

9 補助金の決定と交付

(1)補助金交付・不交付決定通知書

審査・選考の結果は、焼津市市民公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書（第5号様式）により、申請団体に通知します。また、補助金の交付が決定した団体及び事業内容等については、焼津市ホームページで公表します。

(2)補助金の交付

補助金の支払いは事業完了後、交付すべき補助金の額を確定した後に行います。ただし、事業完了前でも補助金の額の80%以内において概算払の請求をすることができます。

概算払を希望する場合は、焼津市市民公益活動事業費補助金概算払請求書（第11号様式）及び資金状況調べ（第12号様式）を提出してください。

10 補助対象事業の実施

(1)事業のPR

補助対象事業の実施に当たっては、より広く、より多くの市民の皆さまへ向けて積極的な事業のPRをお願いします。タウン誌などへの取材依頼も効果的な方法です。

また、市が補助対象事業の内容等を公表する場合にはご協力をお願いします。

市の広報紙（広報やいづ）により事業のPRを行う場合は、掲載を希望する月の2カ月前までに市民協働課、または実施する事業と関連のある市担当課へご相談ください。

(2)関係書類の整理・保管

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿やその証拠書類等（領収書等）は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。

また、その帳簿・証拠書類等は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間は保管しなければなりません。

(3)補助対象事業の変更等

補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、焼津市市民公益活動事業変更・中止承認申請書（第6号様式）及び変更収支予算書（第4号様式）に必要書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければなりません。

※補助金交付決定後の委託費、備品購入費については、特別な理由がない限り増額は認められません。

11 補助対象事業終了後の実績報告等

(1) 実績報告書の提出

補助対象事業が終了したときは、事業完了日から起算して 20 日を経過した日、又は平成 30 年 4 月 4 日（水）のいずれか早い日までに焼津市市民公益活動事業実績報告書（第 8 号様式）に必要書類を添えて提出してください。

(2) 補助金の額の確定

提出された実績報告書等を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、各団体に通知します。

(3) 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けたときは、確定通知を受けた日から起算して 20 日以内に焼津市市民公益活動事業費補助金請求書（第 10 号様式）を市長に提出してください。

(4) 事業報告会【平成 30 年 4 月上旬の土曜日に実施予定】

各団体が実施した補助対象事業の成果を発表するとともに、まちづくり活動を行う市民活動団体の相互交流を図る機会として、一般公開による事業報告会の実施を予定しています。補助金の交付を受けた団体は、報告会に出席し、補助対象事業の成果等について発表していただきます。

12 その他

(1) 情報公開

焼津市市民公益活動事業費補助金への申請書類、実績報告書等の関係書類は、補助金の公平性・透明性を高めるため、個人情報を除き公開する場合があります。

実績報告の際に添付される写真等についても公開の対象といたしますので、提出物は著作権や肖像権等に配慮し、あらかじめ事業参加者に許可を得るなど、団体自身が責任をもって対処してください。

(2) 関係法令等の遵守

補助対象事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、次の規則及び要綱に従ってください。

- ・ 焼津市補助金等交付規則（昭和 60 年焼津市規則第 1 号）
- ・ 平成 29 年度焼津市市民公益活動事業費補助金交付要綱
（平成 29 年 4 月 3 日 告示第 号）

(3) 応募書類の書き方など

応募書類の書き方などで不明な点があれば、市民協働課（市民協働・男女共同参画担当）、または焼津市市民活動交流センター「くるさ〜」までご相談ください。

ご利用ください！焼津市市民活動交流センター「くるさ〜」

開館日 月曜日～金曜日 10：00～16：30（土・日・祝日と年末年始は休館）

電話 054-631-9301 F A X 054-631-9302

Eメール ysc812@bz04.plala.or.jp

所在地 〒425-0022 焼津市本町 4 丁目 14-13（ときめきホール内）

平成 29 年度 焼津市市民公益活動事業費補助金 事業の流れ

